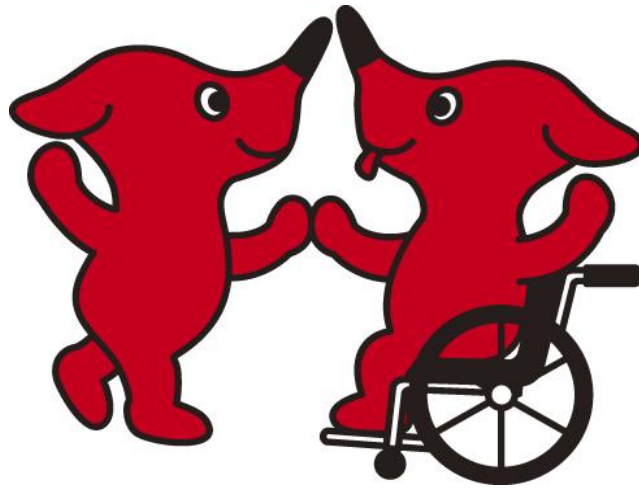


令和4年度

事業概要



千葉県中央障害者相談センター

目 次

I	中央障害者相談センターの概要	
1	設 置 目 的	1
2	沿 革	1
3	施設の名称、所在地等	
	(1) 名称、所在地	2
	(2) 所 管 区 域	2
	(3) 組 織 図	3
	(4) 職 員 配 置	3
	(5) 業 務 分 掌	3
4	業 務 フ ロ ー 図	4
II	身体障害者相談関係	
1	業 務 内 容	
	(1) 相 談 ・ 判 定	5
	ア 所 内 相 談	5
	イ 出 張 相 談	5
	ウ 巡 回 相 談	5
	エ 訪 問 相 談	5
	(2) 聴覚及び言語障害者の相談	6
	(3) 障害者相談援助	6
	(4) 自立支援医療（更生医療）の要否判定	6
	(5) 市町村職員研修会	6
2	業務取扱状況（令和3年度実績）	
	(1) 相 談 ・ 判 定 実 施 状 況	7
	(2) 障害別相談・判定実施状況	8
	(3) 相談会場別相談実施状況	9
	(4) 相談会場別補装具判定書等交付状況	10
	(5) 自立支援医療（更生医療）の要否判定状況	10
	ア じん臓機能障害（人工透析審査委員会）	10
	イ 心臓機能障害	10
	ウ 免疫機能障害	11
	エ 肝臓機能障害	11
	(6) じん臓・免疫・肝臓機能障害更生医療審査省略状況	11
	(7) 聴能言語訓練件数	11
	<参考> 身体障害者手帳の所有者数	12

Ⅲ 知的障害者相談関係

1 業務内容	
(1) 相談・判定	13
ア 所内相談	13
イ 出張相談	13
ウ 巡回相談	13
エ 訪問相談	13
(2) 障害者相談援助	13
(3) 市町村職員研修会	13
2 業務取扱状況（令和3年度実績）	
(1) 取扱実人員	14
(2) 相談実施状況	14
(3) 相談会場別相談実施状況	15
(4) 援護の実施者別相談実施状況	16
(5) 判定実施状況	18
(6) 判定書等交付件数	18
(7) 療育手帳の障害程度別新規・再判定状況	18
(8) 療育手帳の年度別判定状況	19
(9) 知的障害者職親被委託者再評価（職親訪問）実施状況	19
(10) 知的障害者職親被委託者再評価における総合評価・意見の集計	19
(11) 住まいの場	20
(12) 日中活動の場	21
<参考> 療育手帳所有者数等	22

Ⅳ 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例関係

1 障害のある人への差別や虐待に関する相談	23
(1) 障害者差別相談事業	24
(2) 地域相談員の委嘱	25

Ⅴ 参 考 資 料

1 人工透析審査委員会設置運営要綱	26
2 補聴器適合精密判定実施要領	27
3 障害者福祉研修会実施要領	28
(別表) 障害者福祉研修会幹事機関表、年間予定	29



I 中央障害者相談センターの概要



1 設置目的

中央障害者相談センターは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく知的障害者更生相談所として、障害者の更生援護に関し市町村を通じて、障害者や家族の相談に応じ、医学的判定、心理学的判定及び職能的判定を行うとともに、必要な助言・指導を行う専門的・技術的中核機関として設置しています。

2 沿革

昭和25年5月1日	千葉市吾妻町3-29の日本赤十字社千葉県支部内に、千葉県身体障害者更生相談所を設置。
昭和34年12月1日	千葉市加曾利町1536に千葉県身体障害者更生指導所が設置され、同所に併設のため移転。
昭和35年11月15日	同所に千葉県精神薄弱者更生相談所を併設。
昭和47年8月7日	千葉県身体障害者更生相談所及び千葉県精神薄弱者更生相談所を、千葉市天台1-10-3の千葉県中央児童相談所内に移転。
昭和50年5月17日	機構改革により、千葉県身体障害者更生相談所と千葉県精神薄弱者更生相談所が統合され、千葉県障害者相談センターとなる。
昭和56年4月1日	千葉市誉田町1-45-2に千葉県千葉リハビリテーションセンターが新設され、同センター内に移転。
平成4年4月1日	千葉市が政令指定都市に移行。 区政施行により、所在地の表示が千葉市緑区誉田町1-45-2に変更。
平成6年4月1日	千葉市障害者更生相談所の開設に伴い、千葉市区域の更生相談事務を千葉市に引き継ぐ。
平成18年8月1日	我孫子市本町3-1-2 けやきプラザ内に、「東葛飾障害者相談センター」が新設され、「千葉県障害者相談センター」は、「中央障害者相談センター」に改組された。
平成24年4月1日	「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」（以下「障害者条例」という）の相談業務が県障害福祉課から移管される。
平成24年10月1日	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）に係る相談業務が加わる。

備考

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律(平成10年法律第110号)抜粋

「精神薄弱者更生相談所」を「知的障害者更生相談所」（中略）に改める。（平成11年4月1日施行）

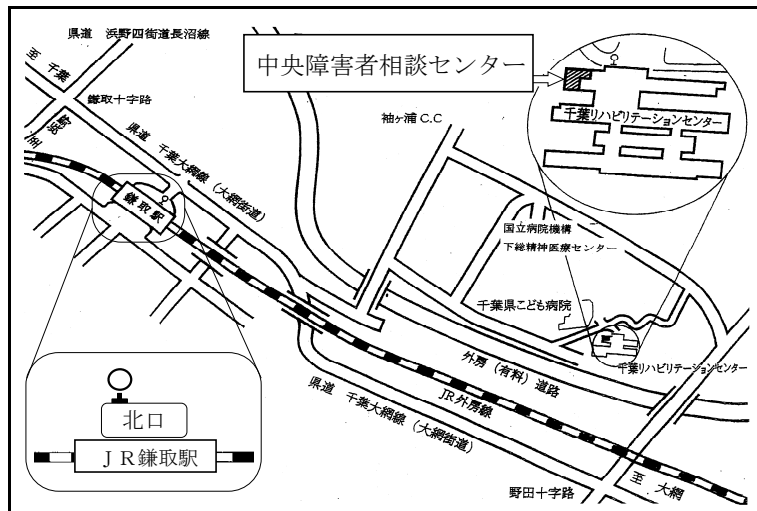
3 施設の名称、所在地等

(1) 名称、所在地

ア 中央障害者相談センター（以下「中央」という。）

所在地：千葉市緑区誉田町1-45-2（千葉リハビリテーションセンター内）

電話：043-291-6872（代表）、FAX：043-291-8488



イ 中央障害者相談センター船橋分室

（障害者条例及び一部の障害者虐待防止法に係る相談業務に限る）

所在地：船橋市本町1-3-1フェイスビル7F

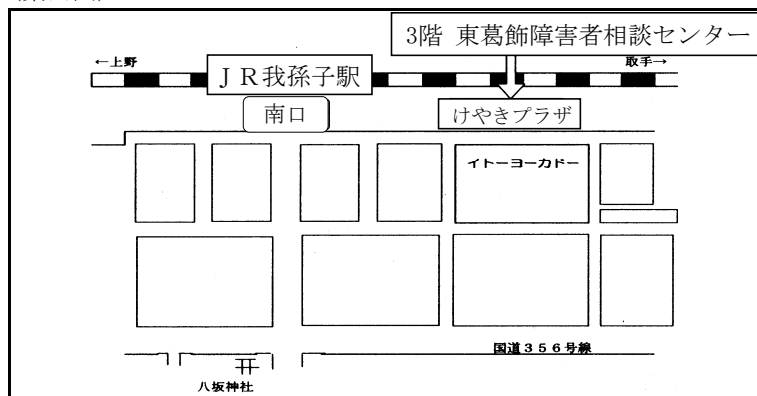
電話：047-424-0167

[参考] 東葛飾障害者相談センター（以下「東葛飾」という。）

所在地：我孫子市本町3-1-2（けやきプラザ内）

電話：04-7165-2422（代表）、FAX：04-7165-2423

（案内図）



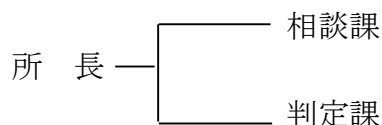
(2) 所管区域

名称	所管区域	備考
中央	千葉市及び東葛飾障害者相談センターの所管区域を除く全区域	28市15町1村
東葛飾	松戸市 野田市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市 印西市 白井市 栄町	8市1町

※障害者条例及び障害者虐待防止法（一部）に係る相談

名称	管轄圏域	市町村	相談電話番号
中央	千葉	千葉市	043-292-1317
中央 船橋分室	船橋	船橋市	047-424-0167
東葛飾	柏	柏市 我孫子市	04-7179-1088

(3) 組織図



(4) 職員配置

2022/4/1

		常 勤	非常勤
所 長(事務)		1	
相 談 課	課長(事務)	1	
	身体障害者福祉司	2	
	知的障害者福祉司	3	
	事務職員	2	3
判 定 課	課長(心理)	1	
	心理判定員	2	2
	理学療法士	1	
	言語聴覚士	1	
	医 師		26
	看 護 師		1
計		14	32

(5) 業務分掌

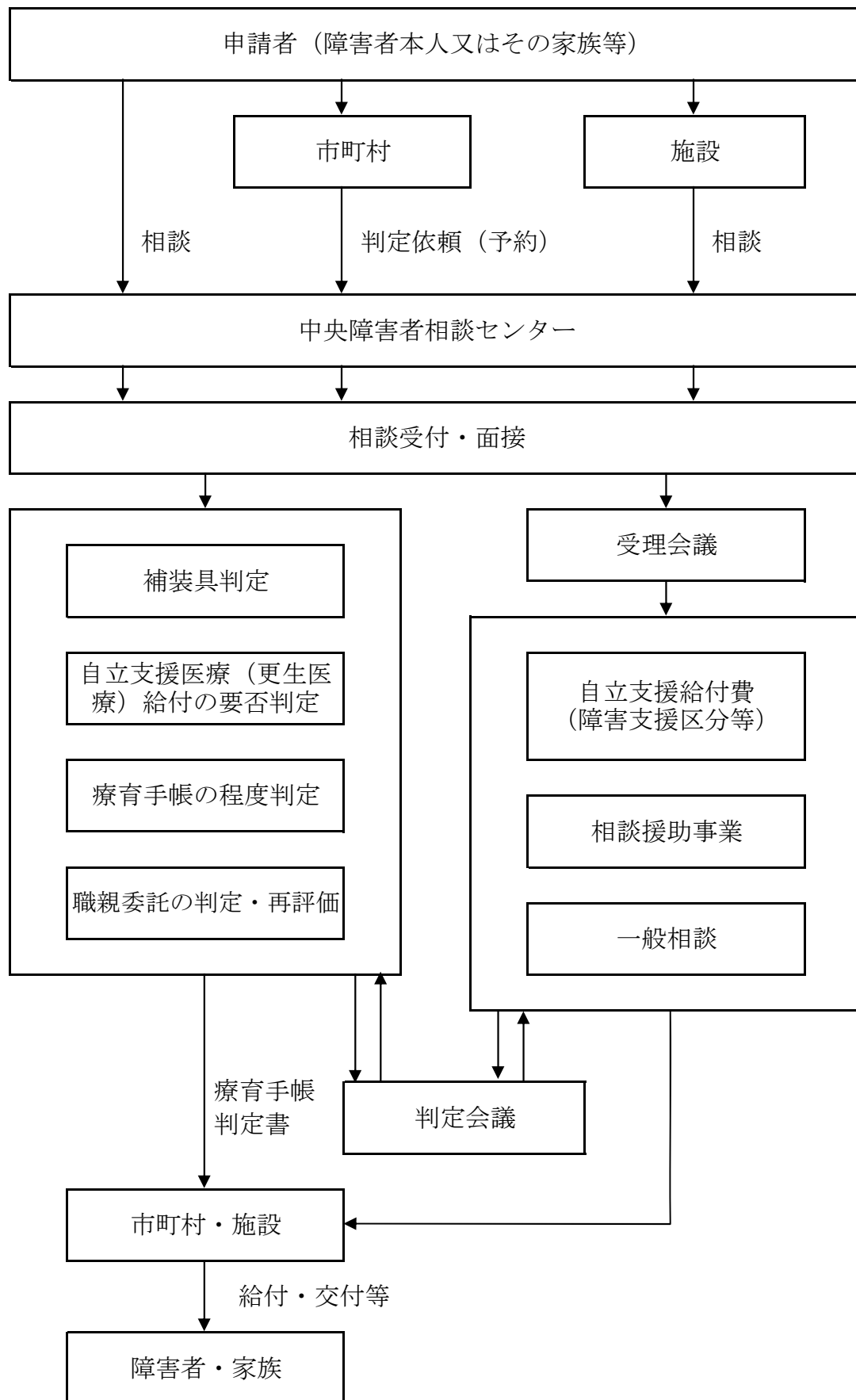
(相談課)

- 1 補装具の処方及び適合等に関する相談業務
- 2 自立支援医療（更生医療）の要否判定に関する事務
- 3 療育手帳等に関する相談業務
- 4 職親委託及び職業能力に関する相談業務
- 5 市町村に対する専門的な援助・指導及び研修業務
- 6 統計資料の作成及び調査・研究業務
- 7 障害者条例の差別に対する相談業務
- 8 障害者虐待防止法に係る相談業務
- 9 庶務に関する業務

(判定課)

- 1 身体障害者、知的障害者の心理学的判定及び職能的判定
- 2 療育手帳の交付に係る心理学的判定及び手帳発行事務
- 3 装具等の適否に係る身体機能的判定業務
- 4 言語聴能に係る相談及び補聴器の装着訓練・指導業務
- 5 市町村に対する専門的な援助・指導及び研修業務
- 6 医学的判定業務
 - (1) 補装具の処方及び適合に関する判定
 - (2) 療育手帳の交付に係る判定
 - (3) 自立支援医療（更生医療）の要否に係る判定
 - (4) 特別児童扶養手当の認定に係る診断

4 業務フロー図





Ⅱ 身体障害者相談関係



1 業務内容

(1) 相談・判定

所内、出張、巡回及び訪問による相談・判定を、全て予約制で行っています。

ア 所内相談

一般相談は土・日曜日、祝日及び年末年始を除く、毎日午前9時から午後5時まで行っています。

なお、医学的判定を必要とする相談については、次のとおり行っています。

(令和4年4月1日)

障害区分別相談日	肢体	毎月 第 1	木曜日 午後
		毎月 第 1、3	金曜日 午後
		毎月 第 3	水曜日 午後
	聴覚	毎月 第 1、3	金曜日 午前
耳鼻	毎月 第 1	木曜日 午前	
視覚	随 時		

イ 出張相談

遠隔地の障害者の利便を図るため、次のとおり出張相談所を設置して、毎月1回相談・判定を行っています。

(令和4年4月1日)

会場名	所在地	施設名	相談日	時間
船橋	船橋市湊町 2-10-25	船橋市役所	第4 木曜日	午後
成田	成田市飯田町 90-1	成田赤十字病院	第2 火曜日	午後
旭	旭市イ 1326	総合病院国保旭中央病院	第2 木曜日	午後
市原	市原市五井 5375	市原市役所	第2 月曜日	午後
茂原	茂原市町保 13-20	茂原市総合市民センター	第1 水曜日	午後
木更津	木更津市潮見 2-9	木更津市民総合福祉会館	第4 水曜日	午後
館山	館山市北条 2198-3	伊賀整形外科クリニック	第1 火曜日	午後
浦安	浦安市高洲 7-2-32	タムス浦安病院	第3 火曜日	午後

※相談日及び会場は、各施設の都合により変更になる場合があります。

ウ 巡回相談

障害者の地域的事情等を考慮し、実施機関と協議して計画、実施しています。

エ 訪問相談

障害の程度や健康状態等で相談会場までの来場が困難な方のために、家庭や施設、病院を訪問して行っています。

(2) 聴覚及び言語障害者の相談

聴覚及び言語の障害を有する方の聴覚、言語機能や能力の検査、評価、診断を行い、これに基づく治療又は指導方針を立案、実践することにより、障害の軽減、機能の回復並びに増進を図ることを目的として、次のとおり相談を行っています。

(対象者)

ア	言語発達遅滞	オ	失語症
イ	聴覚障害	カ	麻痺性構音障害
ウ	吃音	キ	口蓋裂
エ	機能的構音障害	ク	脳性マヒ

(相談日時)

毎週月曜日から金曜日まで(予約制) 祝日、年末年始を除く
時間は、午前9時から午後5時まで

(3) 障害者相談援助

身体障害者の更生援護に関し、市町村、施設等からの要望に応じ、専門的な相談及び専門的・技術的な援助を行っています。

(4) 自立支援医療(更生医療)の要否判定

自立支援医療(更生医療)の要否意見書について、専門医に委嘱して判定を行っています。
なお、じん臓機能障害に対する人工透析の要否を審査するため、人工透析審査委員会を設置し、適用開始日、給付内容等について審査を行っています。

(5) 市町村職員研修会

市町村が行う援護の実施に関して、市町村に対する情報提供や職員に対する研修を行っています。

2 業務取扱状況（令和3年度実績）

(1) 相談・判定実施状況

区分	取扱実人員	相談内容							判定内容					判定書交付件数	
		自立支援医療 （更生医療）	補装具	職業	施設	生活	その他	計	医学判定			計			
									自立支援医療 （更生医療）	補装具	施設入所		心理判定		職能判定
合計	3,539	2,289	1,446	0	0	0	45	3,780	2,289	1,388	0	0	0	3,677	3,168
所内	3,294	2,289	1,197	0	0	0	2	3,488	2,289	1,034	0	0	0	3,323	2,932
出張	232	0	247	0	0	0	0	247	0	349	0	0	0	349	234
巡回	11	0	0	0	0	0	43	43	0	0	0	0	0	0	0
訪問	2	0	2	0	0	0	0	2	0	5	0	0	0	5	2

(2) 障害別相談・判定実施状況

障害区分	取扱区分	相談の状況			
		合計	自立支援医療	補装具	その他
総計		3,780	2,289	1,446	45
	所内	3,488	2,289	1,197	2
	出張	247	0	247	0
	巡回	43	0	0	43
	訪問	2	0	2	0
視覚		1	1	0	0
	所内	1	1	0	0
	出張	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0
聴覚		609	4	560	45
	所内	480	4	474	2
	出張	84	0	84	0
	巡回	43	0	0	43
	訪問	2	0	2	0
音声・言語・ そしやく		11	11	0	0
	所内	11	11	0	0
	出張	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0
肢体		892	6	886	0
	所内	729	6	723	0
	出張	163	0	163	0
	巡回	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0
内部		2,267	2,267	0	0
	所内	2,267	2,267	0	0
	出張	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0

障害区分	取扱区分	判定の状況					
		合計	自立支援医療		補装具		
			要	否	要	否	適合
総計		3,677	2,289	0	879	0	509
	所内	3,323	2,289	0	643	0	391
	出張	349	0	0	234	0	115
	巡回	0	0	0	0	0	0
	訪問	5	0	0	2	0	3
視覚		1	1	0	0	0	0
	所内	1	1	0	0	0	0
	出張	0	0	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0	0	0
聴覚		563	4	0	396	0	163
	所内	477	4	0	321	0	152
	出張	84	0	0	73	0	11
	巡回	0	0	0	0	0	0
	訪問	2	0	0	2	0	0
音声・言語・ そしやく		11	11	0	0	0	0
	所内	11	11	0	0	0	0
	出張	0	0	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0	0	0
肢体		835	6	0	483	0	346
	所内	567	6	0	322	0	239
	出張	265	0	0	161	0	104
	巡回	0	0	0	0	0	0
	訪問	3	0	0	0	0	3
内部		2,267	2,267	0	0	0	0
	所内	2,267	2,267	0	0	0	0
	出張	0	0	0	0	0	0
	巡回	0	0	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0	0	0

(3) 相談会場別相談実施状況

管轄	会場区分	障害区分別件数						相談内容別件数			
		合計	視覚	聴覚	そ 音 し や く 言 語 ・	肢 体	内 部	合計	自 立 支 援 医 療	補 装 具	そ の 他
総計		3,780	1	609	11	892	2,267	3,780	2,289	1,446	45
	所内相談	3,488	1	480	11	729	2,267	3,488	2,289	1,197	2
	来所	171	0	28	0	143	0	171	0	169	2
	書類	3,317	1	452	11	586	2,267	3,317	2,289	1,028	0
	出張相談	247	0	84	0	163	0	247	0	247	0
	成田	74	0	33	0	41	0	74	0	74	0
	匝瑳	11	0	8	0	3	0	11	0	11	0
	市原	18	0	0	0	18	0	18	0	18	0
	館山	8	0	3	0	5	0	8	0	8	0
	茂原	18	0	6	0	12	0	18	0	18	0
	木更津	21	0	3	0	18	0	21	0	21	0
	浦安	12	0	0	0	12	0	12	0	12	0
	船橋	85	0	31	0	54	0	85	0	85	0
	巡回相談	43	0	43	0	0	0	43	0	0	43
訪問相談	2	0	2	0	0	0	2	0	2	0	

(4) 相談会場別補装具判定書等交付状況

管轄・会場区分	判定書等交付件数														参考		
	合計 (a)	補聴器			義肢		装具			座位保持装置	車椅子	電動車椅子	重度障害者用 意思伝達装置	その他	適合判定 (b)	合計 (a+b)	管轄外 (内数)
		高度難聴用	重度難聴用	その他	上肢	下肢	上肢	体幹	下肢								
総計	879	295	99	2	5	106	3	0	199	52	70	34	14	0	518	1,397	0
所内相談	643	241	80	0	5	61	3	0	113	41	56	29	14	0	505	1,148	0
来所	163	12	12	0	5	36	2	0	44	17	15	20	0	0	3	166	0
書類	480	229	68	0	0	25	1	0	69	24	41	9	14	0	502	982	0
出張相談	234	54	19	0	0	45	0	0	86	11	14	5	0	0	13	247	0
成田	72	24	7	0	0	17	0	0	24	0	0	0	0	0	2	74	0
匝瑳	11	5	3	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	11	0
市原	16	0	0	0	0	5	0	0	11	0	0	0	0	0	2	18	0
館山	8	3	0	0	0	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	8	0
茂原	16	3	1	0	0	4	0	0	4	1	3	0	0	0	2	18	0
木更津	20	1	1	0	0	5	0	0	5	3	1	4	0	0	1	21	0
浦安	12	0	0	0	0	2	0	0	9	0	1	0	0	0	0	12	0
船橋	79	18	7	0	0	9	0	0	29	7	8	1	0	0	6	85	0
巡回相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問相談	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0

(5) 自立支援医療(更生医療)の要否判定状況

ア じん臓機能障害(人工透析審査委員会)

	H29	H30	R元	R2	R3
新規	695	724	781	847	864
継続	222	242	247	155	134
変更	641	890	1,099	838	1,011
計	1,558	1,856	2,127	1,840	2,009

イ 心臓機能障害

	総計	新規	変更	内訳				
				バイパス術	ペースメーカー	弁置換	開心根治術	その他
平成29年度	17	17	0	2	7	3	0	9
平成30年度	32	32	0	1	13	9	0	9
令和元年度	24	24	0	0	13	4	1	6
令和2年度	18	18	0	0	13	0	0	5
令和3年度	10	10	0	0	8	0	0	2

ウ 免疫機能障害

	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	R 3
新 規	83	84	92	84	70
継 続	248	202	129	101	129
変 更	28	34	25	16	26
計	359	320	246	201	225

エ 肝臓機能障害

	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	R 3
新 規	4	2	2	2	7
継 続	9	12	9	8	4
変 更	7	11	10	10	10
計	20	25	21	20	21

(6) じん臓・免疫・肝臓機能障害更生医療審査省略状況

	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	R 3
じん臓	2,114	2,843	2,869	3,885	4,221
免 疫	458	508	599	734	669
肝 臓	29	36	23	36	27
計	2,601	3,387	3,491	4,655	4,917

※医療内容の変更を伴わない通院継続分について、実施機関が支給決定した件数

(7) 聴能言語訓練件数

	聴覚障害	失語症	麻痺性構音障害	言語発達遅滞	機能的構音障害	口蓋裂	吃音	音声障害	脳性マヒ	その他	合計
令和2年度	36	0	0	0	0	0	15	0	0	0	51
令和3年度	44	0	0	0	0	0	1	0	0	0	45

<参考>

管内の身体障害者手帳の所有者数（障害程度別）

区 分		18歳以上	18歳未満	計	
重 度	1級	35,267	1,060	36,327	51,015
	2級	14,416	272	14,688	
中 度	3級	14,811	271	15,082	40,557
	4級	25,303	172	25,475	
軽 度	5級	4,913	67	4,980	10,337
	6級	5,210	147	5,357	
計		99,920	1,989	101,909	

千葉県障害者福祉推進課調 令和4年3月31日現在

管内の身体障害者手帳の所有者数（障害種類別）

区 分		18歳以上	18歳未満	計
視覚障害		6,390	76	6,466
聴覚・平衡機能障害		7,013	282	7,295
音声・言語・そしゃく機能障害		1,449	11	1,460
肢体不自由		48,328	1,204	49,532
小計①		63,180	1,573	64,753
内 部 障 害	心臓機能障害	18,543	207	18,750
	じん臓機能障害	10,068	12	10,080
	呼吸器機能障害	1,141	68	1,209
	ぼうこう・直腸機能障害	5,825	67	5,892
	小腸機能障害	90	3	93
	免疫機能障害	892	1	893
	肝臓機能障害	181	58	239
	内部障害 小計②	36,740	416	37,156
計 (①+②)		99,920	1,989	101,909

千葉県障害者福祉推進課調 令和4年3月31日現在

※障害種類別は延べ人数



Ⅲ 知的障害者相談関係



1 業務内容

(1) 相談・判定

所内、出張、巡回及び訪問による相談・判定を、全て予約制で行っています。

ア 所内相談

一般相談は土・日曜日、祝日及び年末年始を除く、毎日午前9時から午後5時まで行っています。

なお、療育手帳の医学的判定を必要とする相談については、次のとおり行っています。

(令和4年4月1日)

相談日	第4	水曜日	午後
	第3	火曜日	午後
	第1、第2、第4	月曜日	午後

イ 出張相談

遠隔地の障害者の利便を図るため、次のとおり出張相談所を設置して、毎月1～2回相談・判定を行っています。

(令和4年4月1日)

会場名	所在地	施設名	相談日
市川	市川市国府台2-3-1	国府台病院	第3金曜日 午後
船橋	船橋市湊町2-10-25	船橋市役所	第1金曜日 午後
東金	東金市家徳38	浅井病院	第2金曜日 午後
夷隅	夷隅郡大多喜町上原786	大多喜病院	第4金曜日 午前 (偶数月のみ)
木更津	木更津市岩根2-3-1	木更津病院	不定期 午後
館山	館山市館山183	田村病院	第4火曜日 午後
匝瑳	匝瑳市八日市場ホ3292	藤田病院	第3月曜日 午後

※相談日は、各施設の都合により変更になる場合があります。

ウ 巡回相談

障害者の地域的事情等を考慮し、実施機関と協議して計画、実施しています。

エ 訪問相談

障害の程度や健康状態等で相談会場までの来場が困難な方のために、家庭や施設、病院を訪問して行っています。

(2) 障害者相談援助

知的障害者の更生援護に関し、市町村、施設等からの要望に応じ、専門的な相談及び専門的・技術的な援助を行っています。

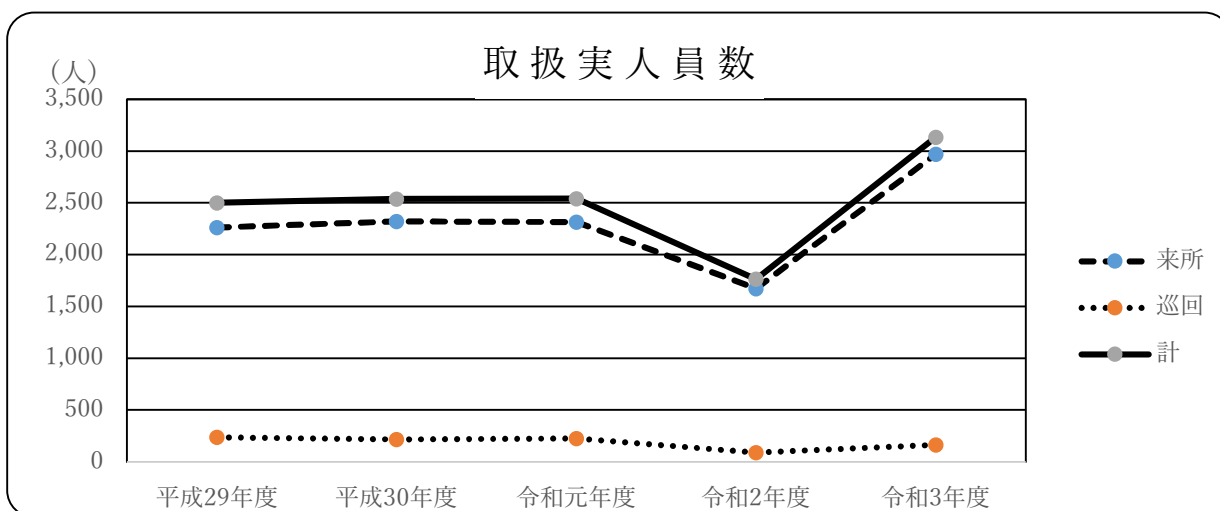
(3) 市町村職員研修会

市町村が行う援護の実施に関して、市町村に対する情報提供や職員に対する研修を行っています。

2 業務取扱状況（令和3年度実績）

（1）取扱実人員

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
来所	2,263	2,323	2,315	1,674	2,971
巡回	237	216	226	90	165
計	2,500	2,539	2,541	1,764	3,136



（2）相談実施状況（延件数）

区分	相談内容								
	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
来所	30	0	83	37	320	0	2,940	199	3,609
巡回	15	0	33	7	78	0	164	63	360
計	45	0	116	44	398	0	3,104	262	3,969

※相談内容「その他」の主な内訳

区分	特別児童 扶養手当	職親委託 再評価	障害支援 区分	強度行動 障害	相談援助 事業	その他	計
来所	34	0	0	0	0	165	199
巡回	1	0	0	0	0	62	63
計	35	0	0	0	0	227	262

(3) 相談会場別相談実施状況

相談区分		取扱 実人員	相談内容								計
			施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育 手帳	その他	
所内 相談	来所	494	29	0	74	34	272	0	463	177	1,049
	書類	2,477	1	0	9	3	48	0	2,477	22	2,560
	小計	2,971	30	0	83	37	320	0	2,940	199	3,609
出張 相談	船橋	19	1	0	1	0	4	0	19	4	29
	旭	25	4	0	8	1	19	0	25	8	65
	夷隅	9	1	0	1	0	4	0	9	4	19
	東金	10	0	0	2	0	3	0	10	6	21
	匝瑳	42	2	0	5	3	18	0	41	14	83
	館山	21	4	0	4	3	9	0	21	10	51
	市川	12	1	0	5	0	10	0	12	4	32
	木更津	20	1	0	5	0	8	0	20	10	44
小計	158	14	0	31	7	75	0	157	60	344	
訪問 相談	巡回	4	0	0	2	0	2	0	4	2	10
	家庭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施設	2	1	0	0	0	0	0	2	1	4
	職親宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1	0	0	0	0	1	0	1	0	2
	小計	7	1	0	2	0	3	0	7	3	16
合計	3,136	45	0	116	44	398	0	3,104	262	3,969	

(4) 援護の実施者別相談実施状況

援護の実施者	取扱 実人数	来所・巡回別			相談内容											合計						
		来所		巡回	施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	その他						小計					
		面接	書類								計	特別児童 扶養手当	相談 援助	職 再評価	親 働			強 度	行 動	支 援	区 分	他
銚子市	77	0	66	66	11	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	89
市川市	292	30	252	282	10	2	0	7	3	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	351
船橋市	343	74	249	323	20	3	0	14	5	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	442
館山市	41	1	33	34	7	0	0	2	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	53
木更津市	121	20	89	109	12	2	0	8	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	162
茂原市	77	10	66	76	1	0	0	2	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	90
成田市	91	31	59	90	1	5	0	11	1	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	141
佐倉市	128	25	102	127	1	1	0	3	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	155
東金市	67	13	50	63	4	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	84
旭市	58	1	43	44	14	1	0	3	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	79
習志野市	173	37	136	173	0	2	0	4	3	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	225
勝浦市	20	1	16	17	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21
市原市	265	31	234	265	0	1	0	10	5	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	308
八千代市	151	33	117	150	1	6	0	5	2	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	200
鴨川市	33	0	25	25	8	2	0	3	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	46
君津市	79	7	68	75	4	0	0	2	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	94
富津市	56	9	42	51	5	1	0	1	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	76
浦安市	131	24	107	131	0	0	0	2	1	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	150
四街道市	104	26	78	104	0	1	0	7	3	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	135
袖ヶ浦市	62	16	45	61	1	0	0	4	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	81
八街市	102	15	86	101	1	3	0	4	1	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	131
富里市	53	11	42	53	0	0	0	2	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	66
南房総市	49	2	39	41	8	2	0	1	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	66
匝瑳市	49	7	30	37	12	3	0	3	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	70
香取市	94	9	73	82	12	1	0	3	1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	121
山武市	61	11	45	56	5	1	0	4	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	83
いすみ市	54	3	49	52	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	58
大網白里市	52	13	39	52	0	0	0	0	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	66

支援の実施者	取扱 実人数	来所・巡回別				相談内容										合計					
		来所		巡回	療育 手帳	施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	その他					小計				
		面接	書類									計	特別児童 扶養手当	相談 援助	職 再評価			親 度行 動障害	障害支 援区分	その他	
酒々井町	25	7	18	25	0	24	1	0	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	2	3	33
神崎町	9	1	8	9	0	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11
多古町	16	1	14	15	1	16	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
東庄町	14	3	7	10	4	14	1	0	3	1	4	0	0	0	0	0	0	0	4	4	27
九十九里町	14	2	11	13	1	14	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	18
芝山町	14	3	8	11	3	13	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	3	18
横芝光町	46	2	36	38	8	46	0	0	3	3	6	0	0	0	0	0	0	0	3	3	61
一宮町	12	2	10	12	0	12	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
睦沢町	10	0	10	10	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
長生村	23	4	18	22	1	23	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1	1	28
白子町	11	1	10	11	0	11	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
長柄町	14	4	10	14	0	14	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	2	2	21
長南町	7	1	6	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
大多喜町	24	1	20	21	3	24	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	1	29
御宿町	10	2	7	9	1	10	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	13
鋸南町	4	0	4	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
県外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3,136	494	2,477	2,971	165	3,104	45	0	116	44	398	0	0	0	0	0	0	0	227	262	3,969

(5) 判定実施状況

区分	判定内容				計
	医学判定	心理判定	職能判定	その他	
来所	72	2,941	0	0	3,013
巡回	33	164	0	0	197
計	105	3,105	0	0	3,210

(6) 判定書等交付件数

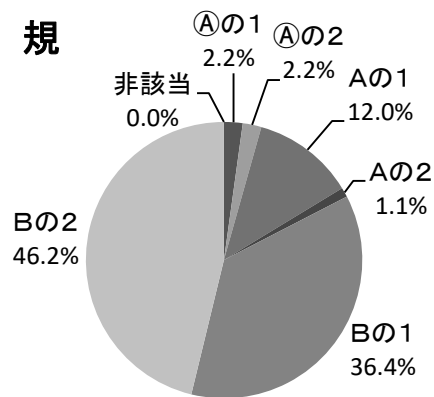
区分	判定内容			計
	障害支援区分	療育手帳	その他	
来所	0	2,939	560	3,499
巡回	0	164	1	165
計	0	3,103	561	3,664

※その他は特別児童扶養手当、障害年金に係る情報提供等

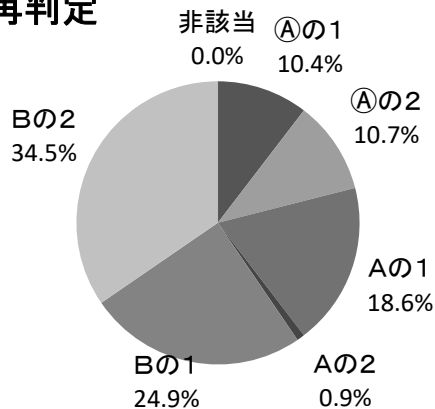
(7) 療育手帳の障害程度別新規・再判定状況

	㊤の1	㊤の2	Aの1	Aの2	Bの1	Bの2	非該当	計
新規	4	4	22	2	67	85	0	184
再判定	303	311	542	26	728	1,008	1	2,919
計	307	315	564	28	795	1,093	1	3,103

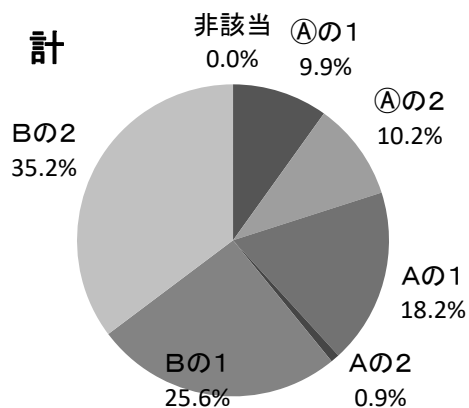
新規



再判定

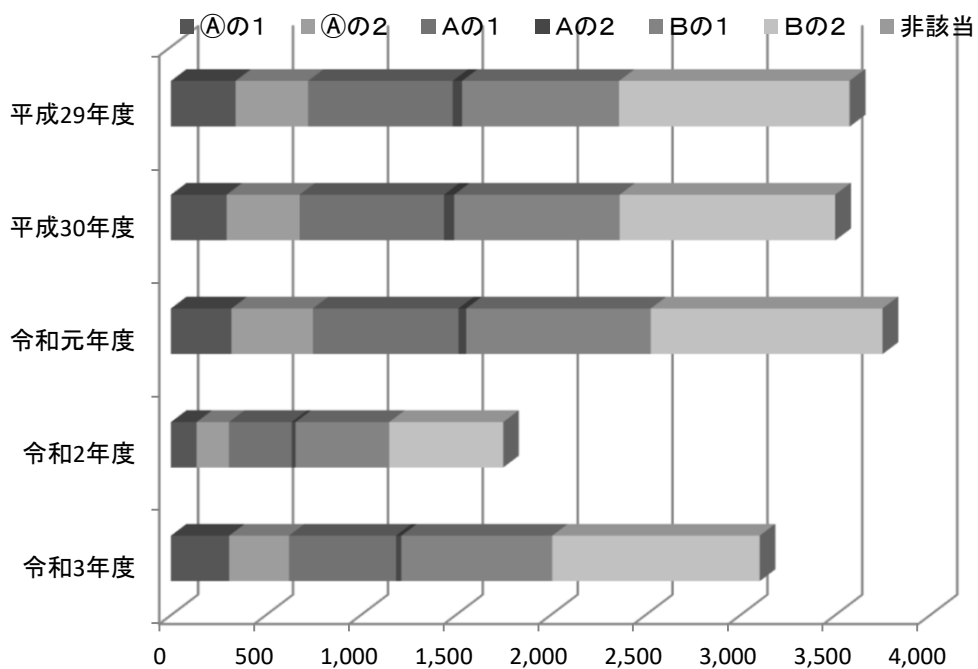


計



(8) 療育手帳の年度別判定状況

	㊤の1	㊤の2	Aの1	Aの2	Bの1	Bの2	非該当	計
平成29年度	340	383	762	49	827	1,212	5	3,578
平成30年度	293	385	761	53	872	1,134	4	3,502
令和元年度	319	429	767	41	972	1,220	3	3,751
令和2年度	135	171	331	19	494	601	0	1,751
令和3年度	307	315	564	28	795	1,093	1	3,103



(9) 知的障害者職親被委託者再評価（職親訪問）実施状況

※R3年度該当なし

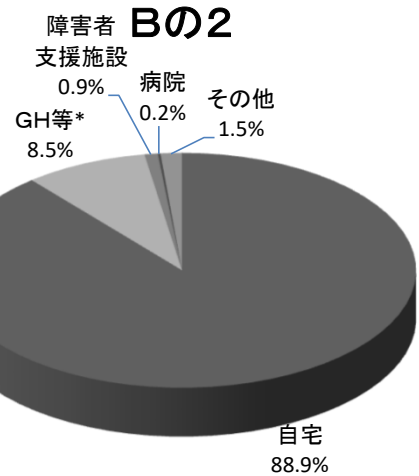
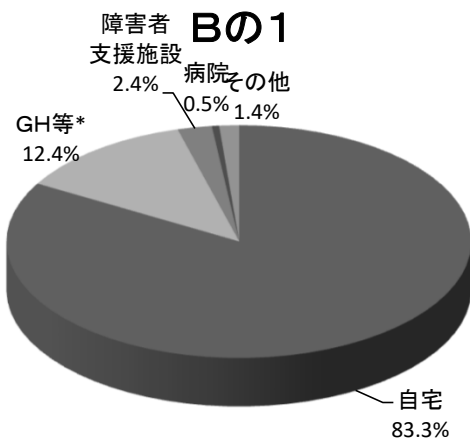
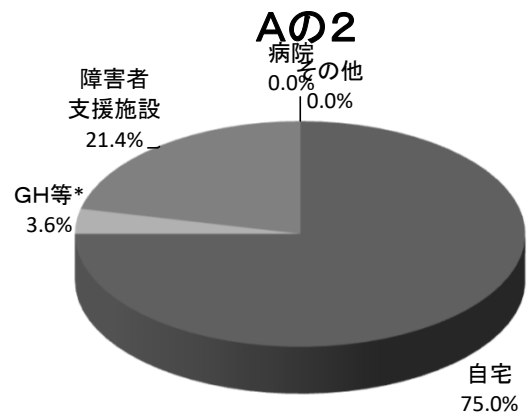
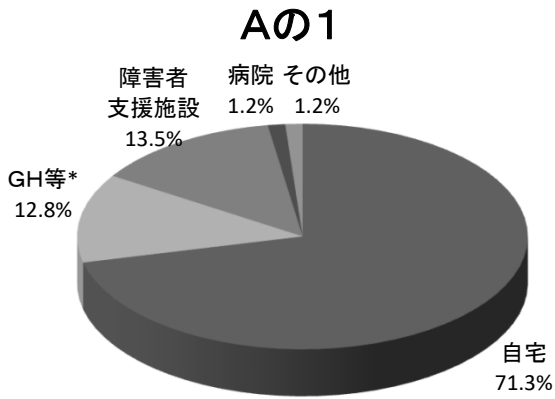
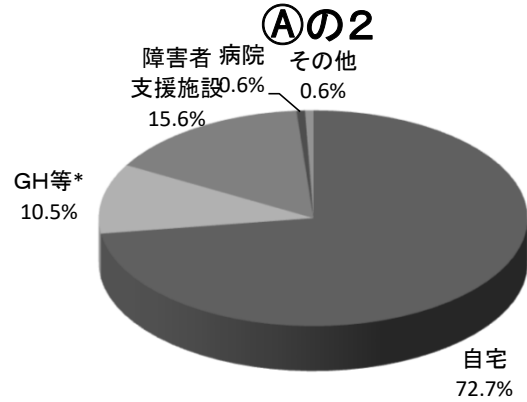
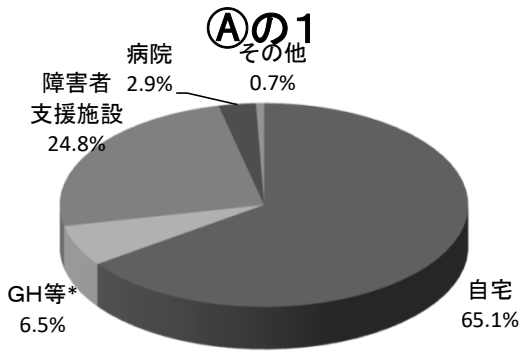
(10) 知的障害者職親被委託者再評価における総合評価・意見の集計

※R3年度該当なし

(11) 住まいの場

	自宅	GH等*	障害者 支援施設	病院	その他	計
Ⓐの1	200	20	76	9	2	307
Ⓐの2	229	33	49	2	2	315
Aの1	402	72	76	7	7	564
Aの2	21	1	6	0	0	28
Bの1	663	99	19	4	11	796
Bの2	972	93	10	2	16	1,093
合計	2,487	318	236	24	38	3,103

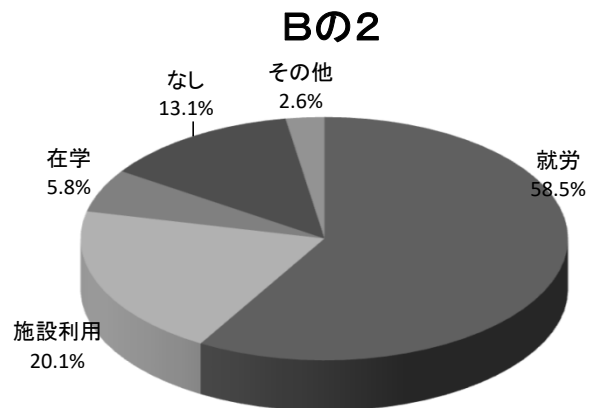
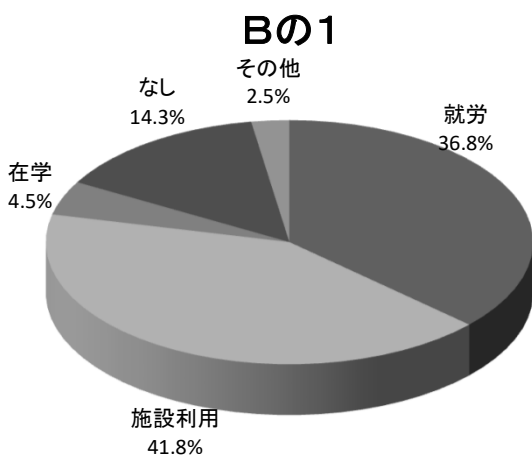
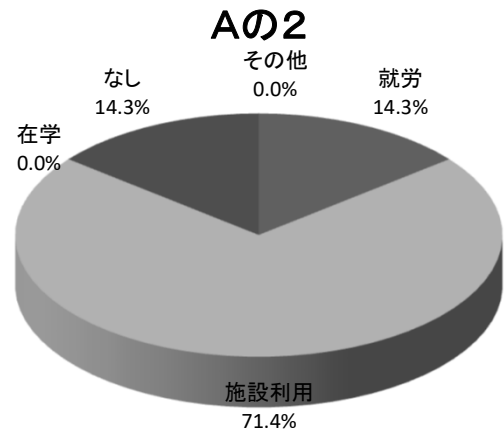
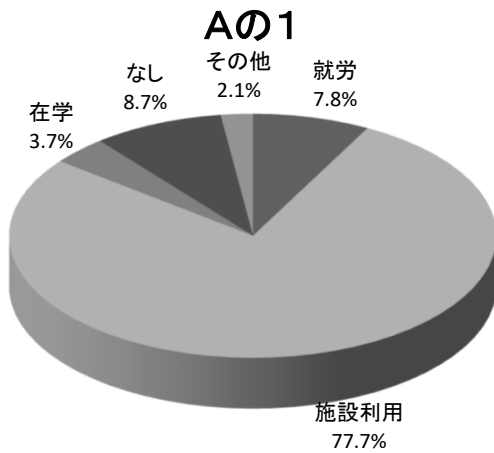
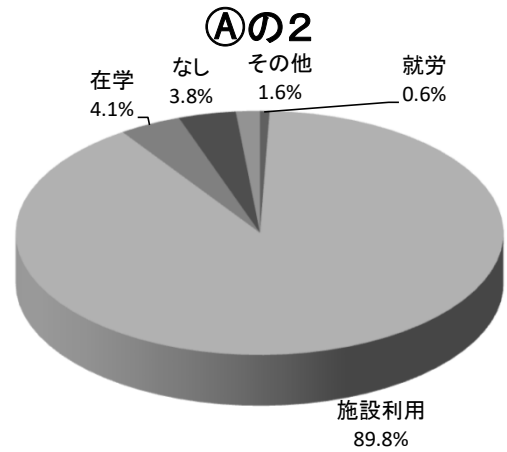
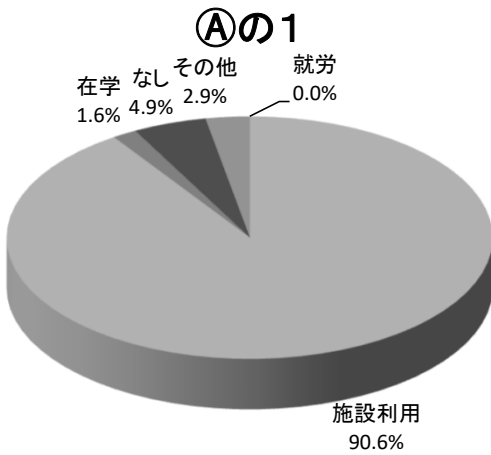
*グループホーム等



*グループホーム等

(12) 日中活動の場

	就労	施設利用	在学	なし	その他	計
Ⓐの1	0	278	5	15	9	307
Ⓐの2	2	283	13	12	5	315
Aの1	44	438	21	49	12	564
Aの2	4	20	0	4	0	28
Bの1	293	333	36	114	20	796
Bの2	639	220	63	143	28	1,093
合計	982	1,572	138	337	74	3,103



<参 考>

管内の療育手帳の所有者数（名）

区 分	18歳以上	18歳未満	計
重 度	8,155	2,119	10,274
中 度	5,166	1,444	6,610
軽 度	6,469	3,209	9,678
計	19,790	6,772	26,562

千葉県障害者福祉推進課調 令和4年3月31日現在

管内の知的障害名簿登録数（件）

区 分	18歳以上	18歳未満	計
重 度	8,173	2,121	10,294
中 度	5,185	1,448	6,633
軽 度	6,518	3,448	9,966
計	19,876	7,017	26,893

千葉県障害者福祉推進課調 令和4年3月31日現在



IV 障害のある人もない人も共に
暮らしやすい千葉県づくり条例関係



1 障害のある人への差別や虐待に関する相談

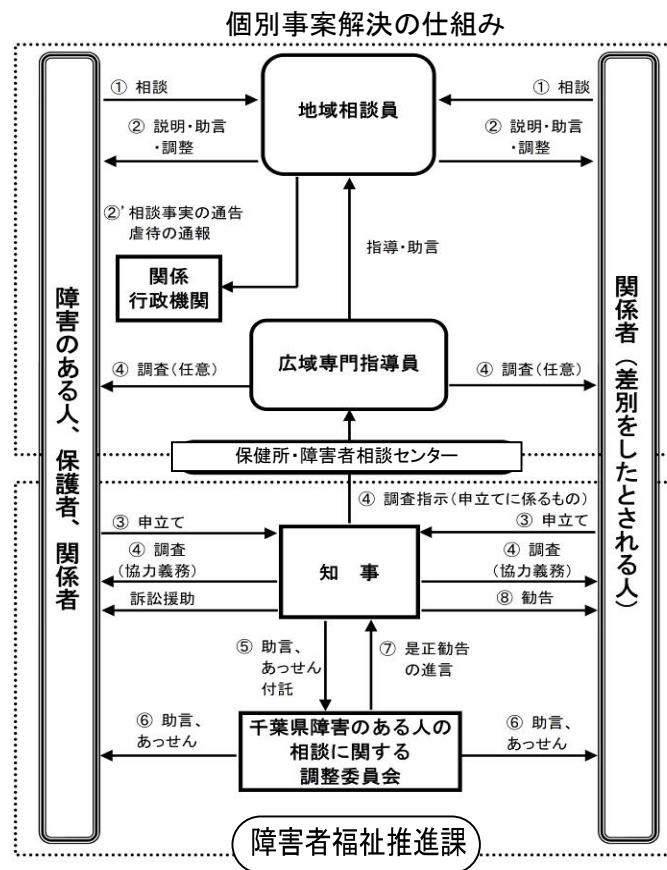
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」（平成18年千葉県条例第52号。以下「障害者条例」という。）は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくす取組を進めることで、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるために制定された全国初の条例であり、平成19年7月から施行されている。

障害者条例に基づき、各保健所及び障害者相談センターには広域専門指導員が配置され、障害のある人への差別に関する相談に応じているほか、県民に対する条例周知や啓発活動を行っている。

また、市町村の身体障害者相談員・知的障害者相談員や、福祉・雇用・教育など様々な分野に関して優れた識見を持つ方が、地域相談員として知事に委嘱されており、地域の身近な窓口として相談に応じている。

地域相談員や広域専門指導員は、差別に関する相談を受けた場合には、公正な第三者的立場で、相談者と相手方の双方から事情や言い分などを聴き、双方の意思疎通を図り、助言をしながら解決策を一緒に検討する。

なお、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）が制定され、平成28年4月から施行されている。



また、障害のある人に対する虐待については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)に基づき、市町村に障害者虐待防止センター、県障害福祉事業課に障害者権利擁護センターが設置されており、差別と虐待の問題は密接に関連していることが多いという点を考慮して、障害者相談センターでも虐待に関する相談を受け、市町村や県障害者権利擁護センターに適切に引き継ぐ等の対応を図っている。

なお、中央障害者相談センターでは千葉圏域(千葉市)及び船橋圏域(船橋市)の相談を担当している。

(1) 障害者差別相談事業

障害者条例に基づき、広域専門指導員が配置され、障害のある人への差別に関する相談や県民に対する条例周知や啓発活動を行っている。また、知事に委嘱された地域相談員と連携を図って相談に応じている。

障害者差別相談状況

(単位：件)

区分	差別等相談活動件数	差別等相談活動件数の内訳						虐待の相談件数	その他の相談件数	条例周知活動
		電話	来所面接	訪問面接	関係機関連絡・調整	事例検討会・会議	その他			
千葉圏域(千葉市)										
令和元年度	41	28	0	5	7	1	0	0	44	99
令和2年度	38	22	0	1	14	0	1	0	40	104
令和3年度	81	29	0	6	45	0	1	0	74	61
船橋圏域(船橋市)										
令和元年度	28	9	0	6	9	4	0	0	97	114
令和2年度	69	18	0	4	42	5	0	0	91	66
令和3年度	79	18	2	5	46	8	0	0	76	104
計										
令和元年度	69	37	0	11	16	5	0	0	141	213
令和2年度	107	40	0	5	56	5	1	0	131	170
令和3年度	160	47	2	11	91	8	1	0	150	165

(2) 地域相談員の委嘱

地域相談員は、障害者条例により地域相談員として知事に委嘱されて、地域の身近な窓口として、これまでの経験と知識を生かし相談や関係者への説明・助言・調整、関係行政機関の紹介等を行っている。

地域相談員の委嘱状況

(単位：人)

	身体 障害者 相談員	知的 障害者 相談員	その他 相談員	計	左の内訳	
					男	女
千葉圏域（千葉市）						
令和元年度	42	12	23	77	42	35
令和2年度	41	12	23	76	39	37
令和3年度	41	12	23	76	39	37
船橋圏域（船橋市）						
令和元年度	11	4	6	21	5	16
令和2年度	11	4	6	21	5	16
令和3年度	9	4	9	22	8	14
計						
令和元年度	53	16	29	98	47	51
令和2年度	52	16	29	97	44	53
令和3年度	50	16	32	98	47	51



V 参 考 资 料



1 人工透析審査委員会設置運営要綱（平成26年4月1日から）

（目的）

第1条 この要綱は、障害者総合支援法第74条の規定に基づき更生医療の要否を審査するとともに、同法第63条及び第66条に規定する更生医療にかかわる指定医療機関に対する指導及び検査の充実を図り、更生医療の適正な給付を確保することを目的とする。

（設置）

第2条 前条の目的を達するため、千葉県障害者相談センター（以下「相談センター」という。）に人工透析審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（構成）

第3条 委員会は、委員3名をもって構成する。

（委員及び任期）

第4条 委員は、国公立病院の医師又はこれに準ずる病院の医師、千葉県医師会の理事等で人工透析療法に精通する者のうちから委嘱し、相談センターの嘱託医師とする。

2 委員の任期は2年とする。ただし、任期中途において委員の交代があった場合の後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選による。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員が職務を代理する。

（委員会の開催）

第6条 委員会は月1回以上開催することとする。ただし、緊急やむを得ない場合は各委員の持ち回り審査で処理することとする。（持ち回り分は次回の委員会で報告する。）

（審査内容）

第7条 委員会は更生医療を開始することの妥当性及び開始時期について審査する。

（審査の方法）

第8条 委員会の審査は次の各号に掲げるものについて行う。

（1）新たに人工透析を受けなければならなくなったため、更生医療の給付を申請した者（現に健康保険法、生活保護法等により人工透析を受けている者であって、更生医療の給付を申請した者を含む。）

（2）人工透析を受けている者であって、治療の内容を変更する者

（3）更生医療により透析療法を継続している者

2 審査の時期は、前項第1号及び第2号に掲げるものについてはその都度、同項第3号に掲げるものについては年1回行うものとする。

（指導監査）

第9条 委員会は知事の要請に従い、必要に応じ県内の指定医療機関に対し報告を求め、又は実地に診療録等を検査し、必要な指導を行うことができる。

（事務局）

第10条 委員会の事務局は相談センターに置く。

2 補聴器適合精密判定実施要領

1 趣旨

聴覚障害者に対する身体障害者福祉法認定補聴器（以下「認定補聴器」という。）の場合出力等 J I S 規格に適合したものである。しかし、補聴器の音質については J I S の規格にないため、メーカーにより違いが存在する。この特性の違いは、特に感音性難聴の場合無視できず、認定補聴器であっても、メーカーにより聞き取り易さに違いが出てくる。

そこで、中央障害者相談センター及び東葛飾障害者相談センター（以下「相談センター」という。）では、聴覚障害者で中途失聴等により初めて補聴器を使用しようとする者や、現在使用中の補聴器がうまく適合していない者に対しより有効な補聴器を選択し、日常生活の向上を図ることを目的として、補聴器適合精密判定（以下「精密判定」という。）を実施する。

2 実施対象者

以下の各号に該当する者

- (1) 身体障害者手帳所有者。
- (2) 精密判定のため相談センターまで来所可能な者。
- (3) 相談センターで必要と認め本人の同意が得られた者。

3 精密判定概要

(1) 第1段階

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 基礎検査 | ア 標準純音聴力検査（気導・骨導）
イ リクルートメント（補充現象）検査（S I S I 検査）
ウ 語音聴力検査（域値・弁別） |
| 2 | 補聴器装用検査 | ア 語音聴力検査
イ 騒音下会話聴取検査 |
| 3 | 2器種選択 | 1, 2の結果により2器種選択
日常生活での使用結果について、チェックリストに記入を依頼する。 |

(2) 第2段階

- 1 標準純音聴力検査
- 2 補聴器装用検査
- 3 チェックリストの検討
- 4 機種決定（本人選択による。）

(3) 第3段階（第2段階から1ヶ月後）

- 1 標準純音聴力検査
 - 2 補聴器使用状況についてチェック
 - 3 1, 2の結果異常がなければ終了
- ※ 補聴器再使用の場合、1を省略し、電話にて実施することもある。

(4) アンケート（第3段階から6ヶ月後）

補聴器の使用状況をチェック

4 精密判定の申込み

市福祉事務所又は町村身体障害者福祉担当課からの精密判定依頼により受け付ける。様式は、従来からの判定依頼書による。

5 精密判定実施対象者の決定

補聴器の適合状況を考慮し、1ヶ月10名の範囲内で相談センターが決定する。

6 実施日

障害者の都合も考慮し、相談センターが指定する。

7 精密判定開始日

昭和55年 7月 1日より開始する。

3 障害者福祉研修会実施要領

(目的)

第1条 障害者の援護に係る機関が、障害者とその環境を理解し、障害者処遇の質的向上を図ることを目的とする。

(主催)

第2条 主催は、中央障害者相談センター及び東葛飾障害者相談センター（以下「相談センター」という。）とする。

(参加者)

第3条 参加者は、市及び町村の障害福祉担当職員とする。

(開催回数)

第4条 年2回を原則とする。（身体障害者の部、知的障害者の部各1回）

(幹事会)

第5条 第1条の目的を達成するため、相談センターに幹事会を設置する。

2 幹事会は別表により選出された機関をもって構成し、幹事の任期は1年とする。

3 相談センターは、常任幹事として幹事会の構成員とする。

4 幹事会はその必要に応じ、相談センターが招集する。

5 幹事会は、第6条の研修内容等について、意見を述べるものとする。

(研修内容)

第6条 研修会は、事例報告、文献研究、情報交換及び講演をもって行う。

2 研修会の議題は、社会福祉を取巻く社会情勢を考慮し、併せて幹事会の意見を参考として、相談センターが定める。

附 則

この要領は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年8月1日から適用する。

別表 障害者福祉研修会 幹事機関表（輪番制）

ブロック (機関数)	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度
A (5)	八千代市	浦安市	市川市	船橋市	習志野市
B (6)	野田市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市
C (3)	栄町	印西市	白井市	栄町	印西市
D (6)	佐倉市	四街道市	八街市	富里市	酒々井町
E (4)	香取市	神崎町	多古町	東庄町	香取市
F (3)	銚子市	旭市	匝瑳市	銚子市	旭市
G (6)	大網白里市	九十九里町	芝山町	横芝光町	東金市
H (7)	白子町	長柄町	長南町	茂原市	一宮町
I (4)	大多喜町	御宿町	勝浦市	いすみ市	大多喜町
J (4)	鴨川市	南房総市	鋸南町	館山市	鴨川市
K (5)	袖ヶ浦市	木更津市	市原市	君津市	富津市

ブロック (機関数)	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度
A (5)	八千代市	浦安市	市川市	船橋市	習志野市
B (6)	松戸市	野田市	柏市	流山市	我孫子市
C (3)	白井市	栄町	印西市	白井市	栄町
D (6)	成田市	佐倉市	四街道市	八街市	富里市
E (4)	神崎町	多古町	東庄町	香取市	神崎町
F (3)	匝瑳市	銚子市	旭市	匝瑳市	銚子市
G (6)	山武市	大網白里市	九十九里町	芝山町	横芝光町
H (7)	睦沢町	長生村	白子町	長柄町	長南町
I (4)	御宿町	勝浦市	いすみ市	大多喜町	御宿町
J (4)	南房総市	鋸南町	館山市	鴨川市	南房総市
K (5)	袖ヶ浦市	木更津市	市原市	君津市	富津市

障害者福祉研修会 年間予定

区分	主催	名称	開催予定時期
知的障害関係	中央・東葛飾 (各所開催)	市町村職員事務説明会	5月
身体障害関係	中央・東葛飾 (各所開催)	市町村職員事務説明会	5月、9月
身体障害関係 知的障害関係	中央・東葛飾 (共催)	障害者福祉研修会	12月

